

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 17日

さいたま市長  
清水勇人様

住 所 さいたま市北区宮原町2-86-4  
氏 名 東京セキスイファミエス㈱埼玉支店  
支店長 鈴木 栄吾  
電話番号 048-661-3570

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京セキスイファミエス㈱埼玉支店
事業場の所在地	さいたま市北区宮原町2-86-4
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	5,900(百万円)
③従業員数	147名(令和5年4月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→破碎→再生砕石として再生利用 ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず→破碎→再生砕石として利用 廃プラスチック→破碎・焼却→発電燃料や人口砂原料として利用 繊維くず→破碎・焼却→固形燃料・人口砂原料として利用 金属くず→切断・破碎→鋼材原料として利用 木くず→破碎→燃料チップとして利用 紙くず→圧縮梱包・焼却→再生紙原料・人口砂原料として利用 廃石膏ボード→破碎→再石膏ボード原料・セメント原料として利用 建設混合廃棄物→破碎→分別→再利用または埋立処理 石棉含有物産業廃棄物→埋立処理

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)	<pre> graph TD     A[産業廃棄物処理総括責任者 埼玉支店長] --&gt; B[産業廃棄物処理統括責任者代理 技術グループ長]     B --&gt; C[産業廃棄物管理部署 環境安全課 (課長・担当)]     C --- D[産業廃棄物処理業者]             </pre>		
<p>【教育・研修・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物収集時、写真を撮り、社内システムを使い分別、適正保管状況等指導（社員）</li> <li>・ 新規業者採用時に分別種類・排出方法・関連法律を教育（施工会社）</li> </ul>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) ・ 現場で使用する資材を最小限で使用する。 ・ 古紙（ダンボール）ゼロエミッション取組み ・ 端材・余剰部材の有効利用による処分量削減		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して現場で使用する資材を最小限で使用する。 今後も継続して端材・余剰部材の有効利用による処分量削減		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物を13分別実施 ・ 施工会社・弊社社員への分別徹底の指導・教育実施 ・ 古紙（ダンボール）ゼロエミッション取組み		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体作業中での廃棄物分別を行ってから搬出する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
	【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	し
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	
	電子マニフェストによる適正処理が行われているか確認する。	
	定期的な各社施設の巡回	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	し
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	し
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 委託処理業者に対して、引続き定期的な処理状況確認 中間・最終処分業者に対して、許可期限を確認する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

